

特別決議(案)

## 今こそ、改憲を許さない運動を進めよう！

昨年10月の衆院選の結果、自民・公明の与党が「憲法改正」の発議に必要な3分の2を上回る議席を獲得した。希望の党や維新の会を合わせると8割以上の改憲勢力となり、安倍首相は改憲に対して強い意欲を示している。党執行部は具体的な条文案作り着手し、改憲へのスケジュールを具体化している。

9条については、2項を残したまま、3項で自衛隊の存在を明記する改憲案にする方向が強い。「後からつくった法律は前の法律に優先する」という法の一般原則によって、改憲されれば自衛隊は特別に認められた部隊となる。2015年に成立した安保法制により集団的自衛権の行使を認められ、地球の裏側に出向いてでも戦争に参加できる「事実上の軍隊」が憲法の上で認められることになる。憲法で存在を認めれば、あとは法律を改定することで、無制限に海外で武力行使する道を開くことができるのである。戦後築いてきた平和憲法の理念が大きく揺らぐのは間違いない。

また、国民投票により民主的正当性が与えられれば、自衛のため＝国を守る＝国防といった認識を強要され、世界第7位といわれる自衛隊の軍力は、より拡充されることになる。防衛費を増やす、軍需産業を育成する、武器輸出を推進する、大学等で軍事研究をする、自衛官の募集を増員するといったことが、憲法の名の下に広げられるであろう。また、国防意識を高めるために、教育現場をはじめ、あらゆるところで政府の介入が拡大し、また思想が統制され、言いたいことが言えない社会の中で国民の人権が制約される恐れがある。

さらに、緊急事態条項の改憲案は、2012年に発表された自民党改憲草案に近い表現になるという。改憲草案では、有事や大災害などの際、内閣が法律と同じ効力の政令を制定できると規定され、私権制限も容認し国民が政府の指示に従う義務を明記している。緊急事態かどうかの判断は内閣総理大臣にあり、悪用されれば国民を制圧する独裁者を生み出すことが可能になる条項である。歴史の過ちを繰り返すことは許されない。

戦前の教師は、国の政策に則り多くの軍国少年少女を育てて教え子を戦場に送り、尊き命を失わせることに加担した。我々の先輩教師は、戦後の混乱期を経て、戦前の国策やそれに乗じた教育の誤りを猛省した。そして「教え子を再び戦場に送らない」をスローガンとして、国が二度と戦争の方向へと進むことがないように監視しながら、多くの国民とともに平和運動を築き上げてきた。戦争は命の重みを軽んじ、人間の尊厳を破壊する。何があっても避けねばならない行為である。

教職員労働組合として、労働者の権利と職場・教育環境を守るだけでなく、戦争に結びつくあらゆる政策に抵抗していかなくては、我々にも教え子にも本当の平和は訪れない。また、膨らむ軍事予算の裏で福祉や教育、国民生活に関わる予算が減少し、生活苦につながっていくようでは、その家庭で育つ子どもたちの教育環境にも暗い影を落とすことになる。したがって、我々は労働問題や教育問題に取り組むとともに、平和憲法を守る運動にも取り組むことも重要であると考えます。

官僚の人事権を盾に、首相サイドに付度する風潮を蔓延させ、国会に提出する決済文書の改ざんといった、民主主義の根幹を覆すあってはならない事態が起きている。その中心人物である安倍首相の言葉にはもはや信頼性はない。自民党の目指す憲法が「戦争ができる国」をつくることになる以上、我々はそれを許すわけにはいかない。

知教労は、全国の仲間とともに改憲の危険性を大いに訴え、改憲をさせない運動を進めていくことを決議する。

2018年3月24日

知多地方教職員労働組合 第27回定期大会